

大和市災害見舞金等の支給に関する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第19号

### 大和市災害見舞金等の支給に関する規則

#### (目的)

第1条 この規則は、災害により被害を受けた者又はその遺族に対して見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)を支給することにより、住民の生活安定及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、地震その他の異常な自然現象により被害(災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大和市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年大和市条例第32号。以下「条例」という。)の適用を受ける場合を除く。)が生じることをいう。
- (2) 被災者 本市に居住している者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)で、災害により被害を受けたものをいう。
- (3) 全壊・全焼 住宅全部が倒壊、焼失、流失等したことによりその居住のための基本的機能を喪失したもの又は住宅の損壊が甚だしく、修繕することによって住宅として使用することが困難なもので、住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、当該住宅の延床面積の70パーセント以上に達したもの若しくは住宅の経済的被害が当該住宅全体に占める損害割合で表したとき50パーセント以上に達したものをいう。
- (4) 半壊・半焼 住宅が部分的に損壊したことによりその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、当該部分を修繕することによって住居として使用できるもので、損壊部分が当該住宅の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの又は住宅の経済的被害が当該住宅全体に占める損害割合で表したとき20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。
- (5) 床上浸水等 住宅の床より上に浸水したもの又は住宅の全壊・全焼若しくは半壊・半焼に該当しない場合であって、土砂、木片等の堆積により一時的に住宅として使用することができないものをいう。

#### (見舞金等の支給要件)

第3条 見舞金等の支給は、被災者が災害により次の各号のいずれかに該当する程度の被害を受けた場合に行うものとする。

(1) 市内にある自己の居住の用に供する住宅（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下「住家」という。）が全壊・全焼した場合

(2) 住家が半壊・半焼した場合

(3) 住家が床上浸水した場合

(4) 市内で身体を負傷し、全治21日以上で入院加療を要すると診断された場合

(5) 市内で死亡した場合

（見舞金等の支給対象）

第4条 見舞金は、被災者の属する世帯の世帯主又はこれに準ずる者に支給するものとする。

2 弔慰金は、災害により死亡した者の遺族に支給するものとする。

3 前2項に規定する遺族の範囲及び順位については、条例第4条の規定を準用する。

（見舞金等の額）

第5条 見舞金等の額は、第3条各号に掲げる被害の程度に応じて、それぞれ別表に定める区分ごとに掲げる額とする。

2 第3条第4号に該当する場合で、見舞金が支給された後、その者が当該傷病に起因して死亡したときは、既に支給を受けた見舞金の額を差し引いた額を弔慰金として支給するものとする。

（支給手続）

第6条 市長は、次に掲げる事項の調査を行った上で、見舞金等を支給するものとする。

(1) 災害の程度及び当該災害の発生した年月日

(2) 住家の被害の程度又は被害を受けた者の負傷若しくは死亡の年月日及び状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

2 市長は、第3条各号に掲げる被害の程度を判断するに当たり、被災者等対して災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2に規定する罹災証明書の提出を求めるものとする。

3 市長は、前項の調査内容を整理し、災害見舞金等支給状況調査書を作成するものとする。

（支給制限）

第7条 市長は、前条による調査の結果、見舞金等を支給することが不相当と認めた場合は、見舞金等を支給しない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

見舞金等の種類	被害の程度	区分	見舞金等の額
見舞金	全壊・全焼	1人世帯	55,000円
		2人以上の世帯	75,000円
	半壊・半焼	1人世帯	20,000円
		2人以上の世帯	30,000円
	床上浸水等	1人世帯	15,000円
		2人以上の世帯	25,000円
	負傷	21日以上60日未満の入院	50,000円
		60日以上入院	100,000円
弔慰金	死亡	世帯主	1,000,000円
		世帯主以外の世帯の構成員	500,000円

備考 「世帯主」とは、死亡当時その属する世帯の生計を主として維持していた者をいう。